区分:Ⅲ

号機	_
件名	発電所構内(屋外)におけるけが人の発生について
	2016年4月20日午後11時40分頃、屋外の特定重大事故等対処施設に関する工事用エレベータの設置作業に従事していた協力企業作業員2名が、クレーンによるエレベータ部材の設置作業をしていた際に、工事用部材を吊るための金具(5 cm×18 cm: 重さ約1 kg)が外れ、協力企業作業員の左手に当たり負傷しました。 当日は病院へは行かず、様子を見ることとしていましたが、本日になっても痛みが引かないため病院で診察を受けております。
不適合の 概要	
	工事用部材を仮止めしていた金具
安全上の重 要度/損傷 の程度	<安全上の重要度> <損傷の程度> 安全上重要な機器等 その他 ■ 法令報告不要 □ 調査・検討中
対応状況	病院における診察の結果、作業員のうち 1 名は左小指基節骨開放骨折と診断されました。なお、もう 1 名の作業員については、左前腕打撲と診断され、治療は行っておりません。 今回の事例を踏まえ、発電所関係者に周知し注意喚起を行うとともに、再発防止に努めてまいります。